

日本学生支援機構 給付型奨学金 推薦基準

北海道遠別農業高等学校

本校での給付型奨学生推薦に当たっては、次のとおりとする。

1 次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。

- (1) 家計支持者（保護者等）が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）。
- (2) 奨学金申込日現在において生活保護を受給していること。
- (3) 児童福祉法で規定する児童養護施設等に入所等している、もしくは里親の下で養育されていること。

2 上記1を満たす者の中から、次の(1)～(5)の条件を総合的に判断し、校長が決定する。

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 健康について

学校保健安全法第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び資質について

次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者（推薦時までの評定平均が3.5以上であること）。

イ 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者（部活動や農生会活動、ボランティア活動に意欲的に参加し、かつ学業との両立ができている者）。

ウ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者（この場合は、評定平均による基準を設けない）。

(4) 家計について

上記1に該当し、世帯の状況や生活環境などを勘案して、進学が非常に困難な状況にあると認められること。

(5) その他

ア 出欠状況を選考に加味する。

イ 転入学した生徒については、以前に在学していた学校における学習成果や活動についても選考に加味する。

ウ レポートと面談の評価を選考に加味する。

3 その他

- (1) 日本学生支援機構から示された推薦枠の人数を超える応募があった場合は総合的に判断し、選考する。
- (2) 本校卒業後2年以内、かつ大学等の上級校に進学したことがない者は推薦対象となることから、在校生と同様に選考する。
- (3) 給付奨学生の採用候補者となった生徒が次年度進学しない場合（浪人等）は採用候補者としての資格を失い、次年度以降、改めて申し込む必要があること。
- (4) 選考は校長、教頭、各分掌部長、担任等で行うこととする。